福岡国税局派遣

国税庁首席監察官

福澤宏文殿

国税局職員による犯罪行為の申し立て及び犯罪捜査の要請

平成27年6月3日

島根県松江市東本町5丁目16番地9 山根ビル3階 株式会社山根総合事務所内 山根治税理士事務所

税理士 山根 治

- 1. 当職は、犯則嫌疑者株式会社A(以下、会社といい、会社の役員、従業員を会社関係者という)の 税務代理人である。会社は、平成26年8月5日より福岡国税局の査察調査(以下、査察調査とい う)を受け、査察調査は現在進行中である。査察調査の現場担当者は、査察第三部門の永田知光統 括査察官、古城一宏統括主査、野田具寛主査、西邑嘉紘査察官、家令智査察官(以下、査察官とい う)である。
- 2. 査察官が主導している査察調査は、以下に述べる5つの点で著しく常軌を逸しており、違法であるだけでなく、犯罪行為に該当するおそれのあるものである。当職は、貴職に対して査察官の犯罪行為と思科する事実を申し立て、財務省設置法第27条に基づく、貴職による犯人及び証拠の捜査がなされることを要請する。
- 3. 当職が犯罪行為であると思科する第一の点は、査察官が定められた所掌事務を逸脱し、職務権限を 有しない調査を行っていることである。

査察官の所掌事務は、「国税犯則取締法(以下、国犯法という)に基づく調査、検査及び犯則の取締り」(『調査査察部等の所掌事務の範囲を定める省令』昭和24年6月1日大蔵省令第49号。 最終改正平成26年10月1日財務省令第81号。以下、所掌事務省令という)に限定されている にも拘らず、査察官は職務権限を有しない「課税標準の調査」をも行っている。

ここに、「課税標準の調査」は、所掌事務省令では、「調査課」の事務とされており、「査察課」の事務、即ち、「国犯法に基づく調査、検査」とは明確に区別されている。更に、「課税標準の調査」は、国税通則法(以下、通則法という)第74条の2に定められた「当該職員」の専権事項であり、査察官は「当該職員」には該当しない。従って査察官は「課税標準の調査」を職務として行うことができない。しかるに査察官は、職務権限を有しない事務である「課税標準の調査」をあたかも職務権限があるかの如く偽り、一貫して「課税標準の調査」を行っている。査察官の行為は、所掌事務省令に違反する越権行為である。

以上を要するに査察官は、「当該職員」でないにも拘らず、会社に対して「当該職員」であるかの如く振る舞い、「当該職員」の専権事項である「課税標準の調査」を不法に推し進め、会社関係者に対して、通則法第127条の罰則の適用があるかのように申し向けて錯誤せしめ、会社関係者に義務のない答弁等を強要している。

「当該職員」に与えられている質問検査権(通則法第74条の2)は、罰則(通則法第127条)を伴った強制的な権限である。これに対して査察官に与えられている質問検査権(国犯法第1条)は任意であり強制的な権限ではない。

即ち、国犯法における質問、検査、領置に関しては、通則法とは異なり、不答弁(黙秘)、虚偽の答弁、検査採取の拒否、移動禁止の無視、封かんの実施の拒否に関しては、会社関係者の自由である。

即ち、答弁すること、真実の答弁をすること、検査に応ずること、あるいは領置の申し出に応ずること、これらは会社関係者の自由であって義務ではない。然るに、査察官はこれらのことが会社関係者の当然の義務であるかの如く申し向けて会社関係者を錯誤せしめ、会社関係者に義務のない答弁等を強要したものである。

以上、査察官の行為は、

「公務員がその職務を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した」(刑法 193条)

ことに該当するものと思科する。

- 4. 当職が犯罪行為であると思科する第二の点は、査察官が査察調査をするにあたって会社関係者を不法に監禁したことである。
  - (1) B社長(以下、社長という)について。

査察調査初日の平成26年8月5日、社長は午前7時30分から午後10時まで14時間 以上にわたって、主に自宅の12畳座敷で2人の査察官(古城一宏、野田具寛)に不法に監禁 された。

携帯電話は押収され外部との接触を断たれた上、監禁状態中は同じ家にいる家族にも会えない状態であった。

平成26年8月7日、社長は福岡国税局に呼びつけられ、午前10時から午後6時過ぎまで、

同局内にある4畳半ほどの窓も時計もない密室(俗に拷問部屋)に連れ込まれ、2人の査察官 (野田具寛、家令智)によって、不法に監禁された。

以後、9月3日は××税務署で午後1時から同6時まで、9月9日は再び福岡国税局で午前 10時ごろから午後5時ごろまで査察調査の名のもとに不法に監禁された。

社長は9月9日の監禁以降、精神疾患を発症し、2ヶ月ほど査察調査の対応が不可能になった。

(2) C社員(以下、Cという)について。

査察調査初日の平成26年8月5日、Cは午前7時30分から午後2時30分過ぎまで7時間以上にわたって、自宅リビングで4人の査察官によって外部との通話を禁じられ軟禁状態におかれた。

その後、Cは、6回ほど福岡国税局に呼びつけられ、それぞれ午前10時から午後4時ごろまで6時間にわたって、前記4.(1)に記した拷問部屋に連れ込まれ、2人の査察官(野田具寛、西邑嘉紘、家令智のいずれか)に不法に監禁された。

Cは、監禁状態に置かれた上に、理不尽な質問を浴びせられたことによって、精神状態に極度の変調をきたし精神疾患発症の寸前にまで追い込まれた。

(3) D社員(以下、Dという)について。

平成26年8月5日の午前7時30分、すでに出社していたDは、査察官に指示されてDの 自宅に査察官の車で連行された。

自宅に着いたのが午前7時50分、それ以後午後10時過ぎまで14時間以上にわたって、 自宅で軟禁状態に。自宅には4名の査察官がおり、内2名は常にDを監視し、監禁状態におい た。

73歳という高齢のDは、理不尽な質問が執拗に繰り返されたことによって精神的に疲労困憊するに至った。その後Dは、都合8回も××税務署に呼びつけられて監禁状態におかれ、長時間座らされたことによって坐骨神経痛が発症した。

(4) その他の会社関係者について。

社長の妻E、社長の長女F、専務のG、H社員についても、前記 $4.(1) \sim (3)$  同様の拷問的な査察調査が行われ、それぞれ不法に監禁もしくは軟禁された。これらの中には、不法な監禁による拷問の結果、精神疾患が発症しただけでなく重度な身体疾患をも発症した者がいる。

(5) 以上、査察官の行為は、不法に人を監禁したことに該当し、実行行為者である査察官は、

「不法に人を監禁した者」(刑法220条)

に該当するものと思科する。

5. 当職が犯罪行為であると思科する第三の点は、査察官が会社関係者を脅迫したことである。 査察官は、犯則事実が不存在である(この点については8. で後述)にも拘らず、会社の社長を はじめとする会社関係者に対して、初めから犯罪人と決めつけ、長時間にわたって密閉された拷問 部屋(前記4.に詳述)において、

「刑事告発」

「逮捕」

「刑事被告人」

などの言葉を発し、あるいはそれらの言葉を示唆して会社関係者を畏怖せしめ、脅しあげた。

査察官のかかる行為は、害悪を告知して人を脅迫したことに該当し、査察官は、

「生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者」(刑法第22 2条第1項)

に該当するものと思科する。

6. 当職が犯罪行為であると思科する第四の点は、査察官が証拠の偽造を行ったことである。

国犯法上の証憑 (刑事訴訟法上の証拠のこと) の中でも中核的な位置を占めるのが「質問てん末書」(国犯法第10条) である。

査察官は、会社関係者の真実の供述を意図的に歪曲し、真実にあらざる内容を盛り込んだ「質問てん末書」を作成した。査察官が予め作成した架空の脱税ストーリー(俗に、犯罪絵図)に合わせるためであると考えられる。

これら査察官の行為は、証拠の偽造、即ち、実在しない証拠を実在するかのように新たに作り出すことに該当し、査察官は、

「他人の刑事事件に関する証拠を偽造した者」(刑法104条)

に該当するものと思科する。

- 7. 当職が犯罪行為であると思科する第五の点は、査察官が国犯法第2条による臨検、捜索、差押えをするに際して、会社及び会社関係者の所有になる物品等を不法に破損したり、不法に持ち帰ったことである。
  - (1) 不法に破損した物品等
    - 1. 査察官は金庫(使用していないもので鍵がなかった)とコンテナ(仕入商品ではじめから鍵がなかった)を会社に開扉するように命じ、会社はやむなく会社所有の大型ユンボを用いて破損して開扉した。この結果、金庫もコンテナも金属クズと化した。
    - 2. 査察官は揃いの陶磁器セット(会社社長が大切にしていた記念の品)の中の一つを破損した。
    - 3. 査察官は、会社社長宅の居室の天井板を無理にこじ開け、破損した。

4. 1. と 2. については、査察官による費用弁償、あるいは現状回復の措置がなされていない。

## (2) 不法に持ち帰った物品等

- 1. 査察官は、販売■■に付属する▲▲▲等の重要書類の原本を不法に押収した。これらの書類は商品の一部をなすものであり、書類がなければ■■の販売ができない。更に査察官は、現在使用中の顧客電話番号控、顧客台帳、■■台帳、●●台帳等、を不法に押収した。査察官によるこれらの不法行為によって、会社の業務に著しい支障が生じ、会社に甚大な損害が発生した。
- 2. 査察官は、会社関係者所有の傘(一見して他と区別ができる柄が長目の女性用傘)を 無断で持ち帰った。
- (3) 以上、(1) 1. 2. の査察官の行為は、他人の物を損壊したことに該当し、(1) 3. の 行為は、他人の建造物を損壊したことに該当し、査察官の(2) 1. 2. の行為は、他人 の財物を窃取したことに該当し、査察官はそれぞれ、

「他人の物を損壊した者」(刑法261条)、 「他人の建造物を損壊した者」(刑法260条)、

「他人の財物を窃取した者」(刑法235条)、

に該当するものと思科する。

8. 以上、 $3. \sim 7$ . に摘示した査察官の犯行の背景にあるのは次の3つの事実である。

## (1) 犯則事実の不存在

嫌疑とされている法人税法違反(逋脱罪)は、「偽りその他不正の行為」と「税を免れたこと」を犯罪構成要件とする犯罪であるが、会社についていえばこの構成要件が二つ共に 欠落している。即ち、犯則事実(犯罪行為)そのものが不存在である。

「偽りその他不正の行為」については、査察官は会社決算書における期ずれと資産の評価 に関して不正行為を認定しようとしているものと推測されるが、これら期ずれと資産の評価 の問題はまさに「課税標準」にかかる事柄であって、査察官が関与することができないものである。「課税標準の調査」は、所掌事務省令で定められた査察官の職務ではない。

「税を免れたこと」、即ち逋脱税額の確定については、現行の実体法である通則法と国犯法を前提とする限り、会社の同意、即ち修正申告という自発的な法律行為がない限り成立しないものであり、会社は違法な査察調査が強行されている限りは修正申告をする意思はない。「脱漏税額」の確定は、「課税標準の調査」ができない査察調査によっては不可能であるということである。

## (2) 修正申告の強要

査察官は(1)のうちの「税を免れたこと」という犯罪構成要件を充足するには、会社

の修正申告が不可欠であることを知悉しており、なにがなんでも会社に修正申告をさせよ うと必死になっている。

査察官はすでに準備工作として、1 億 5 0 0 0 万円もの予納をさせている。いずれ近い うちに多額の追徴がなされると莫大な延滞税の負担をしなければならない、などと偽りの 説明をして会社を畏怖せしめ、会社を騙して予納させている。会社は多額な延滞税に怯えて、2 つの銀行から緊急融資を受けて 1 億 5 0 0 0 万円を国庫へ予納した。

前述の通り、会社による自発的な修正申告がなされない以上、査察調査によっては「脱漏所得金額」の確定、つまり「脱漏税額」の確定はできず、多額の追徴、即ち更正処分ができないにも拘らず、当然のように多額の追徴があるかの如く偽り、会社関係者を騙している。

## (3) 冤罪捏造の策謀

査察官は会社関係者を脅したり騙したりして、「不正行為」に関して虚偽の「質問てん末書」を作成したり、なんとか会社に自主的な修正申告をさせようとして組織的な工作、換言すれば冤罪(無実の罪)捏造の策謀に躍起になっている。

3.  $\sim$  7. で摘示した査察官の各種犯行の背景には上記(1)  $\sim$  (3)の事実があることから、その犯情は悪質極まりないものであり、国家権力を振りかざしているだけに査察官の所業は 組織暴力団をはるかに凌ぐ悪辣なものである。巷間、査察官が「国税マフィア」と呼称されているのも故なきことではない。

尚、当職が摘示した査察官の犯行については、克明な録音記録及びその反訳文、写真、 医師の診断書、通院記録の他、会社関係者の詳細な供述書が完備しており、貴職の求めに 応じていつにても提供する。

以上